

令和5年度第4回福島県国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日 時：令和6年2月9日（金）15：00～15：40
- 2 場 所：オンライン会議（福島県庁西庁舎 7階 会議室）
- 3 出席者：別紙のとおり
- 4 議事等
 - (1) 令和6年度国保事業費納付金等の本算定結果について（議事）
 - (2) 次期福島県国民健康保険運営方針について（議事）

5 議事経過

【司会】

それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和5年度第4回福島県国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県国民健康保険課主幹の斎藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

会議に先立ちまして、定数の確認をいたします。

本日は、10名の委員に御出席いただいております。福島県国民健康保険条例第6条第3項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの進行につきましては、福島県国民健康保険条例第6条第2項に基づき、熊沢会長に議長をお願いいたします。

熊沢会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

皆様、こんにちは。本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日の議題は、『令和6年度国保事業費納付金等の本算定結果について』及び『次期福島県国民健康保険運営方針について』が用意されております。

また、今回が今年度最後の協議会と伺っております。

限られた時間ではありますが、皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、はじめに、議事録署名人の指名ではありますが、福島県国民健康保険運営協議会運営規程第4条第2項により、横山委員と遠藤委員を指名させていただきます。

御承諾いただける場合は、うなずいていただければと思います。

【各委員】

(大きくうなずく)

【議長】

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題の1「令和6年度国保事業費納付金等の本算定結果について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

福島県国民健康保険課長の熊耳でございます。大変お世話になっております。

それでは、私のほうから資料1「令和6年度国保事業費納付金等の本算定結果について」説明させていただきます。

なお、本説明内容につきましては、1月31日に行われました市町村国保運営安定化等連携会議で協議させていただいた内容となっております。

それでは1ページをご覧ください。

まず、基本的な部分であります、「1 納付金について」でございます。国保納付金につきましては、県の国保特別会計において負担をする、療養の給付等に要する費用など、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村が県に納付するものです。県は、国保の財政運営の責任主体として、県内の国民健康保険の医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定することとなります。市町村は、県に納付金を納めるために、保険料(税)率を定め、被保険者に保険料を賦課し、徴収するものとなっております。その算定の方法については2に記載のとおりとなっておりますが、前回の説明内容と重複いたしますので、本日は説明を省略させていただきます。

続いて、「3 納付金の本算定結果」についてご説明いたします。

まず、令和6年度納付金算定の特徴についてですが、医療分については、一人当たり診療費の増加等により増加しており、また、後期分及び介護分につきましても、一人当たり負担見込額が増加しております。これらの状況を踏まえて、本算定におきましては、県財政安定化基金(財政調整事業分)から31億円を充当し、市町村納付金の軽減を行い、一人当たり保険料額を抑制することとしております。

なお、昨年12月の第3回当運営協議会におきましては、仮算定時点で基金から36億円の充当をするという方針をお示ししておりましたが、その後、国から示された本算定の確定計数で算出した結果、国から交付される普通調整交付金の見込額が、仮算定と比較して約6億円増加いたしましたので、その分、基金からの繰り入れ額を5億円減額して、31億円充当と調整しております。

続いて、資料の右側に移りまして、納付金本算定結果の一人当たりの額等を記載しております。まず、一人当たり保険給付費については、令和5年度の本算定と比較して、344,484円から367,233円と、22,749円増加しております。

次の段、一人当たり市町村納付金額及びその下の保険料額については、基金充当により、昨年度と同程度まで軽減した額を記載しております。まず、一人当たり市町村納付金額は、123,140円から125,276円と、2,136円増加しております。また、一人当たり保険料については103,127円から103,172円と、45円の増加となっております。一人あたり保険料の主な変動要因については、増額要因として、保険給付費の増や、後期高齢者支援金の増等による影響となっております。一方、減少要因としては、基金充当による負担減となっております。

次に、4の保険料（税）率に係る留意事項ですが、各市町村において個別に設定する令和6年度の保険料（税）率は、県の示す市町村標準保険料率を参考として、所得額、保険料算定方式や予定収納率の他、保険料（税）率の年度間の平準化などを勘案して決定するものとなっておりますので、市町村標準保険料率とは必ずしも一致するものではないということでございます。

市町村別の一覧については3ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2ページ目については、参考まで国保制度の概要や納付金等の算定の流れを記載しておりますが、前回までの運営協議会における説明内容等と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

納付金等本算定結果についての説明は以上です。

【議長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

(質疑等なし)

【議長】

よろしいでしょうか。それでは、「令和6年度国保事業費納付金等の本算定結果」につきましては、今、説明があった内容で算定することといたします。

【議長】

続きまして、議題の2「次期福島県国民健康保険運営方針」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元に資料2-1と2-2のご準備をお願いします。資料2-1「次期福島県国民健康保険運営方針について」の1ページをお開きください。

まず、「1 改定スケジュール」でございます。一番下の段をご覧ください。令和5年12月にパブリック・コメントを実施するとともに、市町村や関係機関への意見照会を

させていただきました。また、12月25日に開催しました県の第3回運営協議会におきまして、素案に対するご意見をいただいたところであります。

そのご意見の内容ですが、2ページをお開き願います。

「2 パブリック・コメント等の実施結果について」でございます。まず、上の枠のパブリック・コメントについてですが、「3 募集期間」のとおり、令和5年12月11日から令和6年1月12日まで募集をし、「4 提出された意見の数」は0件でありました。

次に、下の枠の運営協議会、市町村、関係機関からいただいたご意見でございます。第3回福島県運営協議会において3件、市町村から55件、関係機関から16件のご意見をいただきました。

その主な内容につきまして、ご説明いたします。3ページをお開き願います。

「3 第3回運営協議会でのご意見を踏まえた修正について」でございます。左側から、当初の素案、それに対する修正のご意見とその理由、県の採否の考え方等を表形式にて記載してございます。

まず、一番上の段の内容であります。第1章の5「検証・評価」でございます。修正理由・ご意見にありますとおり、「PDCAサイクルについて、ポイントとなる項目に関しては、この取組を進めたら、こういった効果が得られるといったロジックモデルが明確になるとよい」とのご意見をいただきました。

一番右の県の考えであります。方針自体の修正ということではありませんが、「ポイントとなる項目につきましては、現状・課題・目標・取組状況等を別表にまとめて見える化するとともに、毎年度、評価・検証し、課題解決に向けた取組を進めてまいりたい。」と考えております。来年度以降におきましても、この運営協議会において、県の取組状況を丁寧にお示しし、委員の皆さまから評価・検証をお願いしたいと考えております。

次に、真ん中の段の内容ですが、第3章の第1節の5「移行期間の取組」に関する記載でございます。ご意見としましては、「保険料水準を統一するにあたり、 α を1から0に段階的に調整することについて、年度ごとのスケジュールが決まっているのであれば、それを運営方針に記載すべきであり、明示することにより各市町村も対応しやすいのではないか」とのご意見をいただきました。そのご意見を踏まえ、納付金算定における①の医療費指数反映係数 α 、②の公費と経費の県単位化、③の収納率による調整スケジュールを表3-1として新たに追記させていただきました。この資料上は、文字が見えづらくて申し訳ございませんが、このような表形式で追記いたしております。

○ 次に一番下の段ですが、第6章の第2節の2「メタボリックシンドローム対策の今後の方針」に関する記載でございます。ご意見としましては、メタボリックシンドロームの該当者の生活習慣を改善させるのは非常に難しいため、メタボ予備群を増やさないことが非常に重要である」とのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえて、一番右ですが、「メタボリックシンドローム該当者の割合の減少を図るとともに、予備群者に至らないための取組を推進します。」という記載に修正させていただきました。

続いて、4ページをお開き願います。

「4 市町村及び関係機関からいただいたご意見について」でございます。時間の関係もありますので、主なご意見のみ説明させていただきます。

ページが飛びまして、5ページをお開きください。一番上の第2章の第1節の4「医療費の動向及び要因分析」についてでございます。(1)の医療費の推移と(2)の年齢階層別医療費に記載しました、一人当たり医療費の額が異なっている、といったご意見でございます。この部分につきましては、ご意見のとおり補足する必要がありますので、右側の欄の赤字で記載しましたとおり、(1)は「市町村国保における医療費」、(2)は「令和3年度の総医療費(市町村国保以外も含む)」と修正させていただきました。

次に、同じページの一番下の段であります。第2章第3節の「1 赤字市町村の現状」と「2 赤字の定義」であります。ご意見としましては、1と2の順番が逆ではないか。つまり、定義を示した後に現状を記載すべきといったご意見でありまして、まさにその方が正確にお伝えできると思っておりますので、1と2を入れ替えさせていただきました。

これに関連しますが、次のページ(6ページ)の一番上の「1 赤字市町村の現状」であります。この項目には、市町村の単年度収支の状況と赤字繰り入れをしている市町村の状況を記載しております。まずは、タイトルを「市町村の収支状況」に修正させていただいたうえで、前の項に記載した赤字の定義と区別するため、単年度収支の状況については「赤字」ではなく「マイナス」という表現に修正させていただきました。

続いて、同じページの一番下、第2章第4節の「4 財政調整事業」についてです。ご意見としましては、この項目の内容がこの節の序文と重複しているのでは、簡素化したほうがよいのではないか、といったご意見でございます。そのご意見を踏まえまして、右の青字箇所ですが、重複箇所を削除させていただいております。

続いて、7ページをお開き願います。

中ほどに記載しました、第4章第1節の「3 国保税の滞納世帯数等」であります。資格証明書は令和2年度、3年度と極端に少ない数値となっておりますが、その理由について触れなくていいか、といったご意見でございます。そのご意見を踏まえ、一番右に赤字で記載しておりますが、新型コロナウイルスの影響について追記させていただきました。

次に、ページが飛びまして10ページをお願いします。

中ほどの第5章第4節の「1 高額療養費の多数回該当についての現状と課題」、さらには、その下の第5章第4節の「2 今後の方針」についてでございます。ご意見といたしましては、タイトルに対して現状や課題、今後の方針についても記載されていないといったご意見でありました。それを受けまして、それぞれにつきまして、課題や今後の取組の方針等を追記させていただきました。

続いて、12ページをお願いします。

上から2段目の第7章第1節の「3 市町村事務の共同実施」についてでございます。今後、統一に向けて共同実施ができるかどうかを検討していく項目を列挙しておりますが、実際には国保連合会に委託するもの、委託しないものの両方が含まれておりますので、一番右に記載しましたとおり、「市町村における現在の運営上の課題等を把握すると

ともに、次の業務について、共同化に向けた検討を進めていきます。」と修正させていただいております。

そして、最後に13ページをお開き願います。

上から2行目の第8章の「1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についてです。素案では、地域包括ケアシステムの構築にあたり、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、…」と記載したところではありますが、県内にはいまだ避難生活を続けている県民も多くいるということから、「可能な限り安心した生活が送れる地域で、…」に修正させていただければと思います。

主な修正箇所の説明は以上となります。

なお、本日のこの資料に記載している内容以外に関しましても、「てにおは」にかかる語句の修正など、様々ご指摘をいただいておりますので、それらのご意見も踏まえて、必要な修正を加えた上で、「次期運営方針案」を資料2-2のとおりまとめたところでございますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、資料2-1の14ページ、「今後の改定スケジュール」についてでございます。

まず、一番上の文章につきまして、若干、文言が言葉足らずでした。当答申案について「の協議結果を踏まえ」、という言葉が入るべきでした。申し訳ございません。

スケジュール表の方をご覧ください。これまで、次期運営方針の策定にあたりましては、当運営協議会において素案をお諮りしましたほか、市町村等との様々な協議の場におきまして、内容についての御検討をいただいております。

それらを踏まえまして、一番下の2月の欄でございますが、本日の第4回国保運営協議会における、御協議の結果を踏まえまして、当運営協議会としての、最終の答申案を決定し、来週以降、県に対する答申の手続きを経て、次期運営方針を決定してまいりたいと考えております。

次期運営方針に関する説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

事務局の皆さま、大変お疲れさまでございました。

1つ、今の資料2の7ページのところでお伺いしたいと思います。7ページの説明のあった真ん中の4章1節3番のところです。新型コロナウイルス感染症の影響について触れなくてよいかという御意見に対しての事務局の修正文でございます。確かにこの修正文のとおり読みますと、この減少した理由がコロナの影響のみというふうに受け止められるのですが、本当にそうであればそれでいいと思うのですが、それ以外の要因もあるのであれば、最後の結びですね、「減少の要因と考えられます」ではなく、「減少

の要因の一つと考えられます」と「一つと」を入れたほうが、より正確になるのかなと今説明を聞いて思いました。

以上でございます。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

確かに御意見をいただきましたとおり、この部分につきましては、市町村への確認をした結果、新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響が非常に大きいということを御回答いただきました。そのことを踏まえ、このような記載とさせていただいたところではございますが、御意見のとおり、必ずしもそれだけが原因かという、そうではない要因もありうるということは確かでございます。いただいた御意見のとおり、「減少の要因の一つと」という言葉に修正させていただいて、成案のほうに盛り込ませていただきたいと考えてございます。

【議長】

他にはいかかでしょうか。

【委員】

前回、私が申し上げた点についてですね、修正の対応をいただきましてありがとうございます。

この運営方針に盛り込むべきなのかどうかということは私にも分からないのですが、1点教えていただければと思います。

保険料率の統一に向けてですね、現状でもその料率の高い市町村と低い市町村が当然あるかと思えます。

これから、11年度の統一に向けてその時点で、料率がどのように増減するのか、見通しの立たないところもあるのかもしれませんけれども、少なくとも現状でその保険料率の高い市町村については、当然その引き下げるための取組といいますか、努力をしていく必要があるのかなと思っておりまして、要はその高い市町村と低い市町村の格差を是正していく必要が当然あるかと思っておりますが、例えば支出については医療費の削減というか、医療費の適正化に向けた取組をどう進めていくのか、収入については、収納率をどうやって上げていくのかというような点が主な改善点になっていくと思うのですけれども、それに対して、県としてはどのように市町村に対してですね、指導というか、支援というのでしょうか、やっていかれるお考えなのか、先ほど申し上げましたがそれをこの運営方針に盛り込むべきか否かという点については、ちょっと私も正直わからないのですが、現時点で、保険料率の高い市町村に対しても、県としての支援の方針というのがおありでしたら教えていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

まさに御意見をいただきましたとおり、保険料率の高いところにつきましては、市町村の状況を改善していくということが非常に大きな課題でございます。

そのための取組といたしまして、これも今おっしゃっていただいたとおり、まず支出をいかに抑制していくかという点では、医療費を適正化する。つまり、多くかからないようにするための取組を様々行っていかなければならないという1面と、また、保険料として徴収し、しっかり確保するための収納率の向上の取組をするという面も、もう一方の面としてある。この両面をしっかりとやらなくてはいけないということにつきまして今、御指摘をいただいたとおりでございます。

その両面につきまして、しっかりこれから取り組んでいきますという内容をこの新しい運営方針の素案の中でも、以前の方針よりも強化したような形で盛り込ませていただいたところではありますが、それに伴いまして、県としても、当然ながらしっかりこれを進めていかなければならないと考えております。

特に、医療費適正化に関しましては、まず、何よりもその被保険者の皆様の健康を増進し、また糖尿病をはじめとする様々な疾病の重症化を予防するという部分の取組、ここにつきまして、県としてはこれまで以上に取組を強化してまいりたいと考えてございます。

今、来年度の予算編成等の時期でもございますが、その部分について、県の取組をこれまでも年々強化してまいりましたし、来年度もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

例えば、市町村の保健指導をしっかりと住民の皆様に、きめ細かにしていただくための保健師の専門的な研修会の実施でありますとか、あるいは、少しモデル的に今年度も実施しておりますが、AIを活用した糖尿病重症化予防のための受診勧奨事業とか、そういう部分などの強化などをしていながら、県としてもしっかり取り組み、また市町村の皆様の御支援をするということで、医療費の適正化をしっかりと図っていきたいと考えております。

また、一方の収納率の向上につきましては、こちらも県のほうに、今、職員として徴収アドバイザーという方、これは税務経験者のOBの方を配置しております。今でも、各市町村からの御要請に応じて、いかにきちんと徴収確保できるか、また滞納処分も含めた対策をするかといった助言、アドバイス等をさせていただいております。

また、研修会等も開催しておるところでございます。そういった取組を今後、この方針に基づいて、拡充強化をしてまいりまして、収納をしっかりと、また先ほどの医療費で支出する分を抑える、この両面にしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

ありがとうございます。

【議長】

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

(意見等なし)

【議長】

それでは、今ほどの御意見への対応につきましては、私に一任していただいでよろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。県に対する答申は、私の手元で整理させていただくこととし、その対応状況につきましては、後日、委員の皆様には事務局からお知らせいたします。

【議長】

それでは、本日の議事は以上となりますが、各委員の皆様から他に何かありますでしょうか。

(意見等なし)

【議長】

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了しました。議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

【司会】

熊沢会長、ありがとうございました。

それでは、ここで福島県保健福祉部政策監の伊藤よりごあいさつ申し上げます。

【政策監】

福島県保健福祉部政策監の伊藤でございます。

今年度、最後の協議会ということで、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、今年度4回にわたり、様々な観点から御意見等いただき、誠にありがとうございました。

県といたしましては、本日まで御議論いただきました次期運営方針のもと、引き続き、財政運営の安定化を図るとともに、令和11年度に予定している保険料水準の統一に向け、これまで以上に、市町村との連携を密に、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも、本県の国民健康保険行政に御理解と御協力を賜り

ますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

【司会】

それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回福島県国民健康保険運営協議会を閉
会させていただきます。

本日はご出席いただきまして、ありがとうございました。